

平成30年度 奨学生の募集について

募集要項

1 趣 旨

この奨学制度は、鹿児島県内の高等学校、専修学校、工業高等専門学校又は大学等の技術系学科等に在学し、学業優秀、品行方正で経済的理由により修学困難な生徒・学生に対し、学資の給付を行うことにより本県の産業発展に寄与する人材の育成を図るものです。

2 採用予定学校・人員・給付月額等

対 象 学 校	採用予定人員	給付月額	給 付 期 間
高等学校	4名以内	20,000円	原則として、在学する学校等の 正規の修学期間とする
専修学校 工業高等専門学校	2名以内	20,000円	
鹿児島大学（含む大学院）	2名以内	40,000円	

3 応募資格

次の(1)～(3)の条件すべてを満たす者

- (1) 県内に所在する工業課程設置（土木科、建築科、インテリア科など）の高等学校、専修学校の土木系コースの第2学年、工業高等専門学校の土木系コースの第4・5学年、又は大学の技術系学科の第3・4学年（大学院を含む）に在学している者で、卒業後に原則として県内に就職を希望する者（やむを得ず県外に就職する場合は、将来帰郷し県内企業等に就職を希望する者）。
- (2) 県内に生活の本拠を持つ者の子弟で、経済的理由により今後の修学が困難な者。
- (3) 学業・人物ともに優秀で、かつ健康である者。

4 奨学金の給付期間及び給付の取り消し

(1) 給付期間

奨学生として決定された学年の4月から給付を開始し、原則としてそれぞれ在学する学校等の正規の修学期間を終了する月までとする。

(2) 給付の取り消し

奨学生が次のいずれかに該当すると認められた場合は、給付の決定を取り消し又は既に給付した奨学金の返還を命ずることがある。

- ア. 公益財団法人米盛誠心育成会奨学金給付規程第1条及び第2条に定める受給資格及び条件を喪失したとき。
- イ. 在籍する学校等から停学又は退学の処分を受けたとき。
- ウ. 提出書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより、給付対象でないことが判明したとき。
- エ. 奨学生として義務付けられた報告・提出物等がないとき。

5 提出書類

(1) 証明書等

- ア. 奨学金給付願（第1号様式）
- イ. 在学する学校長（学部長）の推薦書
（第2号様式：高校・専門学校・高専用、第2号様式：大学・大学院用）
- ウ. 成績単位習得証明書（前学年のもの、高校1年生は出身中学時のもの）
- エ. 保護者及び同一世帯成人者の源泉徴収票または居住市町村長発行の所得証明書

- (2) 高校生は「将来の夢」について、その他の者は「郷土愛」について400字詰め原稿用紙2枚以内の作文を提出すること。（第3号様式）

6 出願手続き

- (1) 奨学金を受けようとする者は、学校長（学部長）の推薦書（財団指定）を添付し、所属学校（学部）経由で申請すること。
- (2) 推薦書及び成績単位修得証明書は、本人開封無効とします。

7 応募期限

平成30年5月16日（木）必着のこと。

8 選考方法

書類審査の結果に基づき面接を行い、選考委員会に諮って、理事長が決定する。
書類審査の結果は推薦学校長（学部長）を通じて連絡する。

9 面接日

書類審査を通過した者の面接日は、平成30年6月9日（土）実施する（予定）。

10 奨学生の決定及び通知

平成30年6月中旬頃までに決定し、推薦学校長（学部長）を通じて本人に通知する。

11 応募書類の提出先及び照会等の連絡先

〒 890-0014
鹿児島市草牟田二丁目2番7号
公益財団法人 米盛誠心育成会事務局（米盛建設株式会社内）神田、水元
電話：099-226-0205

外国人奨学生募集要項

1 趣 旨

この奨学制度は、鹿児島大学の学部及び大学院に在学する外国人留学生のうち、学業・人物ともに優秀で、かつ健康でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対して学資の給付を行い、学業・研究の達成支援を行うものです。

2 採用予定者・人員・給付月額

対 象 者	採用予定人員	給付月額	給 付 期 間
鹿児島大学に留学中の 大学生及び大学院生	2名以内	20,000 円	在学する学部・大学院の正規の 修学期間とする

3 応募資格

(1) 外国人私費留学生で、鹿児島大学の学部及び大学院に在学している者。

(2) 学業・人物共に優秀で、かつ健康である者。

以上の(1)・(2)を満たして、経済的理由により修学が困難であると認められる者。

4 奨学金の給付期間及び給付の取り消し

(1) 給付期間

奨学生として決定された学年の4月から給付を開始し、それぞれ在学の正規の修学期間を終了する月までとする。

(2) 給付の取り消し等

奨学生が次のいずれかに該当すると認められた場合は、給付の決定を取り消し又は既に給付した奨学金の返還を命ずることがある。

ア. 上記3の応募資格を喪失したとき。

イ. 在籍する学部及び大学院から停学又は退学の処分を受けたとき。

ウ. 提出書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより、給付対象でないことが判明したとき。

エ. 奨学生として義務付けられた報告・提出物等がなされなかったとき。

5 提出書類

(1) 奨学金給付願（第1号様式）

(2) 学部長又は科長の推薦書（第2号様式：大学用）

(3) 「鹿児島大学で学ぶ（研究する）こと」について400字詰め原稿用紙2以内の作文（第3号様式）

6 出願手続き

奨学金を受けようとする者は、学部長又は学科長の推薦を受けなければならない。

7 応募期限

平成30年5月16日（木）必着のこと。

8 選考方法

書類審査並びに面接のうえ、奨学生選考委員会に諮って理事長が決定する。
書類審査の結果は推薦学部長（学科長）を通じて連絡する。

9 面接日

書類審査を通過した者の面接日は、平成30年6月9日（土）実施する（予定）。

10 奨学生の決定及び通知

平成30年6月中旬頃までに決定し、推薦学部長又は学科長を通じて本人に通知する。

11 応募書類の提出先及び照会等の連絡先

〒 890-0014

鹿児島市草牟田二丁目2番7号

公益財団法人 米盛誠心育成会事務局（米盛建設株式会社内）神田、水元

電話：099-226-0205

様式ダウンロード

- ・ 第1号様式：奨学金給付願
- ・ 第2号様式：高校・専門学校・高専用
- ・ 第2号様式：大学用
- ・ 第3号様式：作文用様式